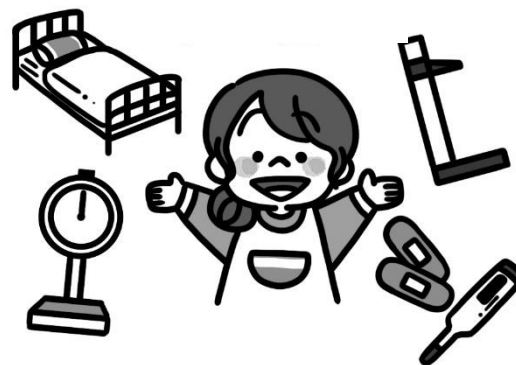


③ 学校保健について

1 保健室は、こんなところです

- (1) 応急処置の場
- (2) 休養の場
- (3) 測定や検査の場
- (4) 健康に関する相談、指導の場
- (5) 健康に関する情報提供の場



※学校外のケガの処置や継続的な手当てをすることはできません。

2 感染症と出席停止について

次の病気にかかったときは、感染の恐れがあるため、出席停止になります。主治医の指示に従って、休養させてください。

新型コロナウイルス、インフルエンザ、麻しん（はしか）、風しん（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、流行性角結膜炎（はやり目）、溶連菌感染症 等

「治療証明書」等は不要です。登校再開の目途が立ちましたら、担任へ連絡してください。

3 日本スポーツ振興センター ※原則として全員加入します。

お子様が学校の管理下（登下校・校外学習も含む）でけがをし、病院へかかった場合は「日本スポーツ振興センター」からの給付金が御指定の口座に支給されます。

- (1) 掛 金…1人945円（内、戸田市が485円負担します。集金は460円）

集金日は改めてお知らせします。

- (2) 手続き…請求に必要な書類は保健室にあります。

けが等で医療機関にかかった場合は、担任に連絡してください。

- (3) 対 象…総医療額5,000円以上のもの

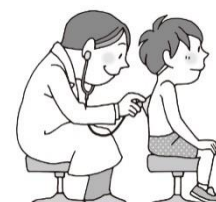
※窓口では3割が患者払いなので、実費1,500円以上が対象です。

スポーツ振興センターからは、4割が支給されます。

4 定期健康診断

学校では、健康の保持増進と疾病の早期発見を目的とし、毎年4～6月にかけて健康診断を行っています。健康診断で疾病の疑い等が見つかった場合には家庭にお知らせしますので、すぐにかかりつけの医師や病院で診察を受けてください。

また、受診後は結果を学校へお知らせください。



5 その他

(1) 体調が悪い場合や、病院での治療が必要な場合、家庭に連絡しお迎えをお願いしています。緊急の事故の場合は、学校から病院へ連れて行きます。年度初めに勤務先・携帯電話等の緊急連絡先の記入をお願いしております。日中でもつながる連絡先の御記入をお願いします。

なお、変更した場合やお仕事を始められた場合は、直ぐに担任までお知らせください。

(2) 保健室では、ガーゼ・絆創膏・湿布等の交換は行えません。また、内服薬も与えておりません。学校内で起きたけが等の応急処置のみです。翌日以降のけがの手当て・家庭でのけがの手当ては御家庭でお願いします。

(3) 健康で楽しい学校生活を送れるよう、登校前にお子様の健康状態の観察をお願いします。具合が悪い場合は無理をせず、家庭で休養してください。



(4) 健康面で配慮が必要な場合は、担任・養護教諭までお知らせください。
また、何か不安な点がありましたら、お気軽に保健室まで御相談ください。

(5) 入学前に必要な予防接種については、
福祉保健センター（電話 048-446-6479）にお問い合わせください。